

刈谷市清掃委託事務取扱要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、別に定めるもののほか、刈谷市の清掃委託の施行に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 清掃委託 建物清掃の委託業務をいう。
- (2) 契約担当者 刈谷市契約規則（昭和40年規則第10号。以下「契約規則」という。）
第2条第1号に規定する契約担当者をいう。
- (3) 契約者 契約規則第2条第2号に規定する契約者をいう。
- (4) 各課等の長 刈谷市予算決算会計規則（平成2年規則第4号）第3条第2号に規定する各課等の長をいう。
- (5) 監督職員 契約規則第2条第3号に規定する職員をいう。
- (6) 検査職員 契約規則第2条第4号に規定する職員をいう。
- (7) 積算金額 消費税及び地方消費税の相当額を含んだものをいう。
- (8) 契約金額 消費税及び地方消費税の相当額を含んだものをいう。
- (9) 長期継続契約 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び刈谷市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年条例第43号）に規定する、複数年度にわたる契約をいう。
- (10) 電子入札 あいち電子調達共同システム（物品等）を利用して行う入札・開札等の手続をいう。

(契約検査課の事務)

第3条 契約検査課の行う事務は、積算金額が50万円を超える清掃委託の契約に関するものとする。

第2章 積算書の作成

(積算書の作成)

第4条 各課等の長は、清掃委託を施行しようとするときは、委託業務積算書（様式第1号）を作成するものとする。

(委託業務の実施)

第5条 委託業務を実施するときは、刈谷市決裁規程（昭和37年訓令第1号。以下「決裁規程」という。）の規定により決裁を受けるものとする。

第3章 契約の締結

(委託業務の入札執行依頼)

第6条 各課等の長は、積算金額が50万円を超える清掃委託の入札又は見積書の徵収を依頼するときは、委託業務入札執行依頼書（様式第2号）に施行伺書等関係書類を添えて、契約検査課長に提出するものとする。

- 2 隨意契約を希望する場合は、委託業務入札執行依頼書に随意契約理由書（様式第3号）を作成し、添付するものとする。

(契約方法及び入札者等の決定)

第7条 清掃委託の契約方法並びに一般競争入札の入札参加資格要件及び落札者、指名競争入札の入札者並びに随意契約における見積者は、刈谷市業者選定審査会の選定及び資格の確認に基づき契約担当者が決定するものとする。

- 2 一般競争入札に参加する者は、次の各号に掲げる資格要件を備えなければならない。
- (1) 刈谷市入札参加資格者名簿に登載されている者で、入札参加申込のあった日から落札決定の日までの間、刈谷市において入札参加資格を一定期間停止され、又はそれに準じる措置を受けていないこと。
 - (2) 入札参加申込のあった日から落札決定の日までの間、刈谷市において「刈谷市が行う調達契約等からの暴力団の排除に関する事務取扱要綱（平成20年4月1日施行）」第4条第1項に規定する排除措置を受けていないこと。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立をしていない者又は申立をなされていない者であること。ただし、同法に基づく更正手続開始の決定を受けた者で、入札参加資格の再度の入札参加資格確認の申請を行い、認定を受けた者については、更正手続開始の申立をしなかった者又は申立をなされなかつた者とみなす。
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立をしていない者又は申立をなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、入札参加資格の再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、再生手続開始の申立をしなかった者又は申立をなされなかつた者とみなす。
 - (6) その他特に必要と認める事項
- 3 積算金額が50万円を超えない委託業務（以下「小額委託」という。）の契約方法は、政令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約とし、見積者は各課等の長が入札参加資格者名簿に登録された業者のうちから選定し、決裁を受けるものとする。
- 4 政令第167条の2第1項第2号から第9号までの規定による随意契約については、随意契約理由書を添付するものとする。

第7条の2 前条の規定による一般競争入札は、原則として電子入札により行うものとする。

2 電子入札は、刈谷市物品等電子入札取扱要領（平成21年1月13日施行）に基づいて行うものとする。

(指名等の通知)

第8条 指名競争入札の通知は、指名競争入札通知書（様式第4号）により、随意契約の見積書徴収の通知は、見積書徴収通知書（様式第5号）により契約担当者が行うものとする。

2 前項の規定により通知するときは、その提出日時の前日から起算して少なくとも7日前までに通知しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、その期間を3日前までに短縮することができる。

3 災害等やむを得ない場合は、期間を設けなくてもよいものとし、指名競争入札通知書及び見積書徴収通知書を省略できるものとする。

(入札内容等の公表)

第9条 前条第1項の規定により指名競争入札通知書を交付したときは、入札内容等を次により速やかに公表するものとする。

- (1) 公表の内容は、委託業務名、施設等の名称、委託業務場所、入札日時、入札場所及び予定価格とする。
- (2) 公表は、指名競争入札通知書（様式第4号）によるものとする。
- (3) 公表の期間は、入札執行日までとする。
- (4) 公表の方法は、閲覧によるものとし、閲覧の場所は、総務部契約検査課とする。

(入札の辞退)

第10条 入札執行の完了に至るまでに入札辞退があったときは、当該辞退者からその旨を明記した書面を徴するものとする。この場合において、入札参加者の追加指名は行わないものとする。

(予定価格の決定)

第11条 予定価格を定めるときは、消費税及び地方消費税の相当額（以下「消費税額」という。）を含んだ総額で定めるものとする。

2 予定価格を定めたときは、予定価格書（様式第8号）を作成するものとし、予定価格とともにに入札書比較価格（予定価格の110分の100の価格をいい、見積書を徴収する場合は見積書比較価格。以下同じ。）を併記するものとする。

3 予定価格の決定者（支出負担行為等の決裁区分による決裁権者）は、予定価格を決定し、直ちに私印を予定価格書等の所要箇所に押印し、封かんした後、契約検査課長に開札の時刻まで保管させるものとする。

なお、決定者が各課等の長の場合は、自ら保管するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、予定価格を事前に公表する場合は、予定価格書の封かんを

省略することができる。

(入札等の執行)

第12条 入札は、刈谷市工事関係入札心得書（昭和54年4月1日施行）及び郵便による入札を行う際は刈谷市郵便入札心得書（令和3年4月1日施行。以下、総称して「入札心得書」という。）の規定を準用して行うものとし、入札執行場所の見やすいところに入札心得書、刈谷市清掃委託業務契約条項（平成9年4月1日施行）を掲示するものとする。

- 2 落札決定は、入札書比較価格における予定価格の制限の範囲内で、最低の価格を入札書に記載した者を落札者とし、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10を加算した額を落札額とする。
- 3 再度入札は、2回とする。ただし、予定価格を事前に公表する場合は、行わないものとする。
- 4 入札執行に際しては、各回とも最低入札書記載金額のみ読み上げるものとする。
なお、落札したときは、落札業者名及び落札額（最低入札書記載金額に10パーセントを加算した額をいう。）を読み上げるものとする。
- 5 入札の経過は、入札執行調書（様式第9号）により記録するものとする。
- 6 見積書の徴収は、第1項及び第2項の規定を準用し、見積執行調書（様式第10号）により記録するものとする。

(入札結果等の公表)

第13条 第9条の規定により公表した委託業務については、入札事務の整理後、入札結果等を次により速やかに公表するものとする。

- (1) 公表の内容は、第9条第1号に規定する事項のほか、入札経緯を含めた全入札者名、入札書記載金額及び落札金額とする。この場合において、入札辞退者名についても公表するものとする。
 - (2) 公表は、入札執行調書の写しによるものとする。
 - (3) 入札不調のときは、入札執行調書の落札業者名欄に「不調」と表示する。
 - (4) 公表の期間は、指名競争入札通知書により通知をした日の属する年度及び翌年度までの間とする。
 - (5) 公表の方法は、閲覧によるもののほか、刈谷市ホームページへの掲載の方法による。
- 2 隨意契約の見積書徴収（小額委託を除く。）については、その結果を見積執行調書の写しにより公表するものとする。この場合において、公表は、前項と同様の方法により行う。
 - 3 電子入札に付した清掃委託に係る入札結果等の公表については、刈谷市物品等電子入札取扱要領（平成21年1月13日施行）第29条の規定による。

(入札により契約できないときの契約)

第14条 入札に付し入札者がないとき、若しくは再度入札に付し落札者がないとき、又

は落札者が契約を締結しない場合は、新たに所定の指名審査又は資格審査の手続きを行うものとする。ただし、入札執行回数限度内において落札者がなく、入札書比較価格と最低入札書記載金額との差が小額、又はやむを得ない事情で指名替えを行うことができない場合は、随意契約ができるものとする。

(入札等の結果通知)

第15条 契約検査課長は、入札を執行したときは、入札の経過と結果を委託業務入札結果通知書（様式第11号）により各課等の長に通知するものとする。

なお、見積書を徴収した場合も同様とする。

(契約の締結)

第16条 各課等の長は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに支出負担行為決議書（以下「決議書」という。）により決議した後、委託業務契約締結依頼書（様式第12号）に関係書類を添えて、契約検査課長に提出するものとする。

- 2 契約検査課長は、前項の規定による依頼を受けたときは、速やかに委託業務契約書（様式第13号）により契約締結の事務を行い、委託業務契約締結通知書（様式第14号）に関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）を添えて、各課等の長に通知するものとする。
- 3 前項に規定する以外の契約は、決議書により決議した後、各課等の長が速やかに委託業務契約書又は請書（委託業務）（様式第15号）により契約締結の事務を行うものとする。

(長期継続契約)

第16条の2 長期継続契約を締結する場合は、次の点に留意すること。

- (1) 施行伺いには、長期継続契約であることを明記のうえ、履行期間全体の総額及び各年度毎の年度割額を記載する。
- (2) 予定価格は、原則として履行期間全体の総額とする。
- (3) 指名競争入札通知書、見積書徴収通知書及び委託業務契約書には、履行全期間を記載のうえ、「地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。」こと及び特記事項として「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額に減額又は削除があった場合は、本契約を解除する。」旨を明記する。

なお、契約書には、上記以外に全体の総額及び各年度毎の年度割額も記載すること。

- (4) 長期継続契約をしようとするときは、財務課長に合議しなければならない。

第4章 委託業務の施行

(監督職員の任命)

第17条 契約担当者は、委託業務ごとに契約締結後速やかに監督職員を任命するものとする。ただし、契約担当者が監督職員を置く必要がないと認めるときは、監督職員を置かないことができるものとする。

- 2 前項の任命は、決議書の備考欄を使用し、「監督職員〇〇〇〇」と記入して決裁受ける方法による。
- 3 監督職員を変更するときは、前項の規定を準用するものとする。

(監督の方法)

第18条 監督職員は、施設の状況を把握し、法令、規則、委託業務契約書、刈谷市清掃委託業務契約条項、設計図書その他関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づき厳正、公平、潔白かつ能率的に職務を遂行するよう努めるものとする。

- 2 監督の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 監督職員は、清掃委託の施行に先立ち、契約者に清掃委託全般にわたる説明、注意及び指示をし、意見を調整しておくものとする。
 - (2) 監督職員は、次条の規定により契約者から提出された委託業務届出書等を検討し、必要な指示等を行うものとする。
 - (3) 監督職員は、清掃委託の進捗状況に留意し、契約者が常に適切な工程管理を行うよう指示するとともに、必要に応じ清掃委託の進捗状況について、各課等の長に報告するものとする。

(委託業務届出書)

第19条 契約者は、契約締結後速やかに委託業務届出書（様式第17号）を契約担当者に提出するものとする。

(契約者の申出による契約期間の延長)

第20条 契約者は、契約期間の延長を申出るときは、契約期間延長申出書（様式第18号）を契約担当者に提出するものとする。

- 2 契約担当者は、前項の申出を承認するときは、契約期間延長承認通知書（様式第19号）により、契約者に通知するとともに期間延長前の履行期日において既済部分検査を行うものとする。
- 3 各課等の長は、前項の規定による承認があったときは、契約期間延長通知書（様式第20号）に契約期間延長申出書の写し及び契約期間延長承認通知書の写しを添えて、契約検査課長に通知するものとする。

(違約金の徴収)

第21条 契約担当者は、前条の契約期間の延長が契約者の責によるものであるときは、遅延日数に応じて、契約金額から期間延長前の履行期日において検査した既済部分に相当する額を差し引いた額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の違

約金を徴収するものとする。

(契約者の申出によらない契約期間の延長)

第22条 契約担当者は、委託業務の施行上、契約期間延長の必要があるときは、契約期間延長協議書（様式第21号）により契約者と協議し、契約者から契約期間延長承諾書（様式第22号）を徴するものとする。

2 各課等の長は、前項の契約期間延長承諾書を受理したときは、契約期間延長通知書に契約期間の延長について（伺い）の写し、契約期間延長協議書の写し及び契約期間延長承諾書の写しを添えて、契約検査課長に通知するものとする。

(契約内容の変更)

第23条 各課等の長は、第4条の規定により作成した委託業務積算書に基づく委託業務の内容を変更しようとするときは、工事設計変更事務取扱要領（平成2年4月1日施行）の規定を準用し、これに基づき委託業務変更積算書（様式第23号）を作成し、委託業務の変更施行について、その作成した委託業務変更積算書を添えて、決裁規程の規定により決裁を受けるものとする。

2 各課等の長は、前項の決裁を受けたときは、速やかに決議書により決議した後、委託業務変更契約締結依頼書（様式第24号）に関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて、契約検査課長に依頼するものとする。ただし、小額委託については、決議書により決議した後、各課等の長が速やかに委託業務変更契約書（様式第25号）又は変更請書（委託業務）（様式第26号）により変更契約締結の事務を行うものとする。

3 契約検査課長は、前項本文の規定による依頼を受けたときは、速やかに委託業務変更契約書により変更契約締結の事務を行い、委託業務変更契約締結通知書（様式第27号）に関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて、各課等の長に通知するものとする。

(再委託の制限等)

第24条 契約者は、請け負った委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ委託業務再委託承諾申出書（様式第28号）を契約担当者に提出するものとする。

2 契約担当者は、委託業務について第三者への委任又は請負を承諾するときは、再委託承諾書（様式第28号の2）により契約者に通知するものとする。

(委託業務の一時中止)

第25条 契約担当者は、委託業務の一時中止をする必要があるときは、その時点で既済部分検査を行うものとする。

2 契約担当者は、委託業務を一時中止するときは、委託業務一時中止決定書（様式第29号）により契約者に通知するものとする。

(契約の解除)

第26条 契約担当者は、契約を解除する必要があるときは、契約解除通知書（様式第30号）により契約者に通知するものとする。

2 契約担当者は、契約解除に伴う精算をするときは、既済部分検査を行った上、既済部分相当額から部分払金を控除した精算額を確定し、契約解除精算通知書（様式第31号）により契約者に通知するものとする。

(権利義務の譲渡)

第27条 契約者は、権利義務の譲渡又は承継を申出るときは、委託業務譲渡（承継）承諾申出書（様式第32号）を契約担当者に提出するものとする。

2 契約担当者は、前項の申出を承諾するときは、委託業務譲渡（承継）承諾書（様式第33号）により契約担当者及び譲受（承継）人に通知するものとする。

(名称等変更届)

第28条 契約者は、名称若しくは組織又は住所の変更があったときは、名称等変更届（様式第34号）を速やかに契約担当者に提出するものとし、届出日から新たな名称等を使用するものとする。

(損害賠償)

第29条 契約担当者は、委託業務の一時中止、契約の解除その他の理由により、契約者から損害賠償の請求があったときは、意見を付して市長に報告し、その指示を受けるものとする。

第5章 委託業務の完了

(委託業務の完了届)

第30条 契約者は、委託業務が完了したときは、完了届（様式第35号）を直ちに契約担当者に提出するものとする。ただし、1月の委託業務が完了するごとに部分払いする委託業務については、一部完了届（様式第36号）を直ちに契約担当者に提出するものとする。

(検査職員の任命)

第31条 契約担当者は、委託業務ごとに契約締結後、各課等の長又は施設長を検査職員として任命するものとする。

2 第1項の規定にかかわらず、小額委託における検査職員は、係長以上の職員から任命できるものとする。

3 前項の任命は、完了届の余白欄を使用し、「検査職員に○○○○を任命してよろしいか。」と記入して、決裁を受ける方法による。

4 検査職員は、必要に応じ検査補助員を置くことができる。

(検査職員及び検査補助員の職務)

第32条 検査職員は、完了検査、一部完了検査、既済部分検査等の検査を行うものとする。

2 検査補助員は、前項に規定する検査職員の職務を代行することができる。

(検査の立会い)

第33条 検査職員は、前条の検査を行う場合は、契約者の立会いのもとに行わなければならぬ。

(検査の時期)

第34条 完了検査及び第30条ただし書の規定による一部完了検査は、完了届又は一部完了届を受理した日から10日以内に行うものとする。

(検査の方法)

第35条 検査職員は、契約書、仕様書、積算書又はその他関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づき検査を行わなければならない。

2 検査職員は、前項の規定に基づく検査に合格しないと認めるときは、契約者に必要な措置を履行させ、再検査を行うものとする。

3 検査職員は、前項の規定に基づく再検査の結果、契約の目的を達成できないと認めるときは、契約解除等必要な手続きを行うものとする。

(検査の報告)

第36条 検査職員は、委託業務の完了検査及び一部完了検査を行ったときは、完了検査調書（様式第38号）又は一部完了検査調書（様式第39号）により契約担当者に直ちに報告するものとする。

第6章 契約代金の支払

(契約代金の支払)

第37条 契約代金の支払いは、部分払いにあっては、請求書（様式第40号）及び一部完了検査調書により、完了払いにあっては、請求書及び完了検査調書又は修補正完了検査調書により、当該請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

第7章 雜則

(資格停止)

第38条 資格停止については、刈谷市入札参加資格停止要領（平成6年7月12日施行）の例による。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成14年4月1日から施行する。

(刈谷市清掃委託に関する事務取扱要領の運用の廃止)

- 2 刈谷市清掃委託に関する事務取扱要領の運用（平成9年4月1日施行）は廃止する。
(刈谷市建物清掃委託監督要領の廃止)
- 3 刈谷市建物清掃委託監督要領（平成9年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 改正後の刈谷市清掃委託事務取扱要領第11条の規定は、この要領の施行の日以降に契約する建物清掃の委託業務から適用し、同日前に契約した建物清掃の委託業務について

ては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の刈谷市清掃委託事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に契約する建物清掃の委託業務について適用し、同日前に契約した建物清掃の委託業務については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の刈谷市清掃委託事務取扱要領第24条の規定は、この要領の施行の日以後に契約する建物清掃の委託業務から適用し、同日前に契約した建物清掃の委託業務については、なお従前の例による。